

補助金規則(市全体のルール)と団体活動活動支援補助金交付要綱(市民活動支援課所管)について

①補助金規則(市全体のルール)と団体活動活動支援補助金交付要綱(市民活動支援課所管)で定められているもの。(申請書類関係)

	補助金規則	市民団体活動支援補助金交付要綱
事業計画書	○	○
予算書	○	○
団体概要書	—	○
団体の定款、 規約又は会則	—	○
会員名簿	—	○
前年度の事業報告・ 収支決算書(前年度 活動団体。)	—	○

②その他、要綱で定められている主なもの

- ・補助金額(割合)
- ・対象事業
- ・対象経費
- ・限度回数

③要綱に特に定めがないが、審査の一環で実施しているもの

- ・書類審査
- ・公開プレゼンテーション(日時も含め)
※これらがないと要綱にある推進委員の意見を聴くを何で補うか検討しなければならない。
- ・中間ヒアリング(昨年、今年度は書類の提出)

参考

【補助金規則で定められているもの(抜粋)】

第3条 補助金等の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の名称、目的及び内容

- (3) 補助申請額
- (4) 補助事業等の予定期間
- (5) 補助事業等に要する経費
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書(別記第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

【市民団体活動支援補助金交付要綱で決められてるもの(抜粋)】

第1条(趣旨)、第2条(定義)、第3条(補助金の交付を受けようとする市民団体の公募)、第4条(補助金の種類等)、第5条(市民団体の要件)、第6条(補助対象事業等)

補助の対象となる事業等(以下「補助対象事業等」という。)は、市、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が交付する他の補助金を受けていない公益活動とする。

第7条(対象経費)

補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業等に要する経費であって、別表第1に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象経費から除くものとする。

- (1) 総会に要する経費
- (2) 構成員の親睦に要する経費
- (3) 構成員に対する人件費及び謝礼等に要する経費
- (4) 不動産及び不動産の維持管理に要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

第8条(応募の限度)

活動発展型補助金の公募に対する応募は、同一の市民団体の同一の事業につき、初めて採択事業として決定された年度から起算して5年間のうち、3回の決定を受けるまでを限度とする。

2 活動促進型補助金の公募に対する応募は、同一の市民団体につき、採択事業として1回の決定を受けるまでを限度とする。

第9条(補助金の額)

補助金の補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第10条(応募)

補助金の公募に応募しようとする市民団体(以下「応募団体」という。)は、市長が定める期間内に、白井市市民団体活動支援補助金応募申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算計画書
- (3) 団体概要書
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 会員名簿
- (6) 前年度の事業報告書(前年度に活動のあった団体に限る。)
- (7) 前年度の収支決算書(前年度に活動のあった団体に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

第11条(市民活動推進委員会の審査)

市長は、前条の申請があったときは、補助対象事業等として適当か否かについて白井市市民活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くものとする。

第12条(採択事業の決定等)、第13条(交付予定団体等の公表)

第14条(交付の申請)

交付予定団体は、補助金の交付を受けるに当たっては、規則第3条の規定により、市長に申請しなければならない。

第15条(活動状況の報告等)

市長は、前条第1項の規定による申請及び規則第11条の規定による実績報告があったときは、推進委員会に報告するものとする。

2 市長は、前項の実績報告があったときは、市のホームページその他の適切な方法により公表するものとする。

過去の市民団体活動支援補助金申請件数等

部門		29年度 事業	30年度 事業	31年度 事業	R2年度 事業	R3年度 事業	R4年度 事業
活動促進型	申請	6団体	0団体	9団体	4団体 (5団体)	1団体	1団体
	採択	5団体	0団体	4団体	1団体	0団体	1団体
	予算額	280千円	280千円	280千円	-	-	-
	採択額	350千円	0千円	280千円	33千円	0千円	70千円
	確定額	326千円	0千円	194千円	32千円	0千円	-
活動発展型	申請	2団体	3団体	4団体	1団体 (5団体)	3団体	4団体
	採択	2団体	3団体	2団体	1団体	3団体	4団体
	予算額	1,000千円	1,000千円	500千円	-	-	-
	採択額	450千円	483千円	330千円	169千円	434千円	615千円
	確定額	450千円	478千円	266千円	128千円	419千円	-
合計	申請	8団体	3団体	13団体	5団体 (10団体)	4団体	5団体
	採択	7団体	3団体	6団体	2団体	3団体	5団体
	予算額	1,280千円	1,280千円	780千円	1,000千円	960千円	960千円
	採択額	800千円	483千円	610千円	202千円	434千円	685千円
	確定額	776千円	478千円	460千円	160千円	419千円	-

※R2年度（ ）内数字は、コロナの影響前の申請団体数

H29～R3 (活動促進型) 採択団体数 10団体

活動促進型採択後、活動発展型も申請(採択) 5団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップ(H29) ・ふじ元気ひろば (H29) ・NPO 法人白井助け合いネット(H29) ・しろいワクワクひろば(H31) ・白井健康元気村(H31)
促進型のみ 5団体 (令和4年度時点で活動発展型の申請を行っていない団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利法人まんぷく食堂 (H29) ・ユーカリアンサンブル(H29) ・防災リアル訓練 in 桜台実行委員会(H31) ・白井防災ママ JUMP(H31) ・ハートの会(R2)